

（WTO交渉の枠組み合意の成立）

2001年11月、第4回WTO閣僚会議においていわゆるドーハ・ラウンドが立ち上げられました。農業についても、モダリティ^{*1}の確立に向けて交渉が行われていました。しかし、各国の立場の違い等を背景に、モダリティ確立の期限とされていた2003年3月末までに合意が得られず、同年9月にカンクンにて開催された第5回WTO閣僚会議においても、具体的な合意が得られませんでした。

2004年3月、交渉が再開され、7月にはモダリティの基礎となる枠組みについて合意が成立しました。このうち農業分野については、高い関税ほど大幅な削減を行う一方で重要品目については別の取扱いとすることとされたことなど、我が国の主張が一定程度反映されたものとなりました。

（今後のWTO交渉への取組）

枠組み合意後は、モダリティの確立に向けて交渉が行われているところですが、今後とも、「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能の維持等を図る観点から、柔軟性があり、輸出国と輸入国のバランスがとれた現実的な貿易ルールが確立されるよう、交渉に臨んでいく必要があります。

（我が国ではアジア諸国との間を中心にEPA／FTAの取組が本格化している）

近年、世界的に経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）^{*2}が急増しています。我が国は、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして、EPA／FTAの取組を積極的に進めています。これまでにシンガポール及びメキシコとの間のEPAはそれぞれ発効し、2004年11月には日・フィリピン経済連携協定の内容について大筋で合意に達しました。現在も、マレーシア、タイ、韓国と政府間での交渉が行われており、2005年4月からはASEAN全体との交渉が開始される予定です。

（EPA／FTAの取組は戦略的かつ前向きに進めていく必要がある）

2004年11月、アジア各国とのEPA交渉に積極的に取り組む観点から、農林水産省の方針として「みどりのアジアEPA推進戦略」が策定されました。この戦略に沿って、アジア各国とのEPAを推進し、我が国を含むアジアにおける食料安全保障や食の安全・安心の確保、農山漁村の発展等を図ることとされています。

今後のEPA／FTAの取組に当たっては、農林水産業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保や我が国農林水産業における構造改革に悪影響を与えないよう十分留意しつつ、我が国の基幹品目や地域の農林水産業における重要品目など守るべきものを守り、譲れるものは譲るとの基本的考え方で対応するとともに、「みどりのアジアEPA推進戦略」に沿って、国産農産物の輸出拡大を図るなど、戦略的かつ前向きに取り組んでいくことが必要です。

* 1　巻末【用語の解説】を参照。

* 2　巻末【用語の解説】を参照。

WTO農業交渉の枠組み合意のポイント（2004年7月）

市場アクセス	高関税品目ほど大幅削減、重要品目は別の取扱い、上限関税は役割を評価したうえで是非を検討、重要品目への配慮があって交渉のバランスは達成 等
国内支持	「黄」の政策・「青」の政策・「デミニミス」に該当する補助金の総額が多い国ほど大幅削減、「黄」の政策は品目ごとに上限を設定 等
輸出競争	輸出補助金等を期限を設定して撤廃 等

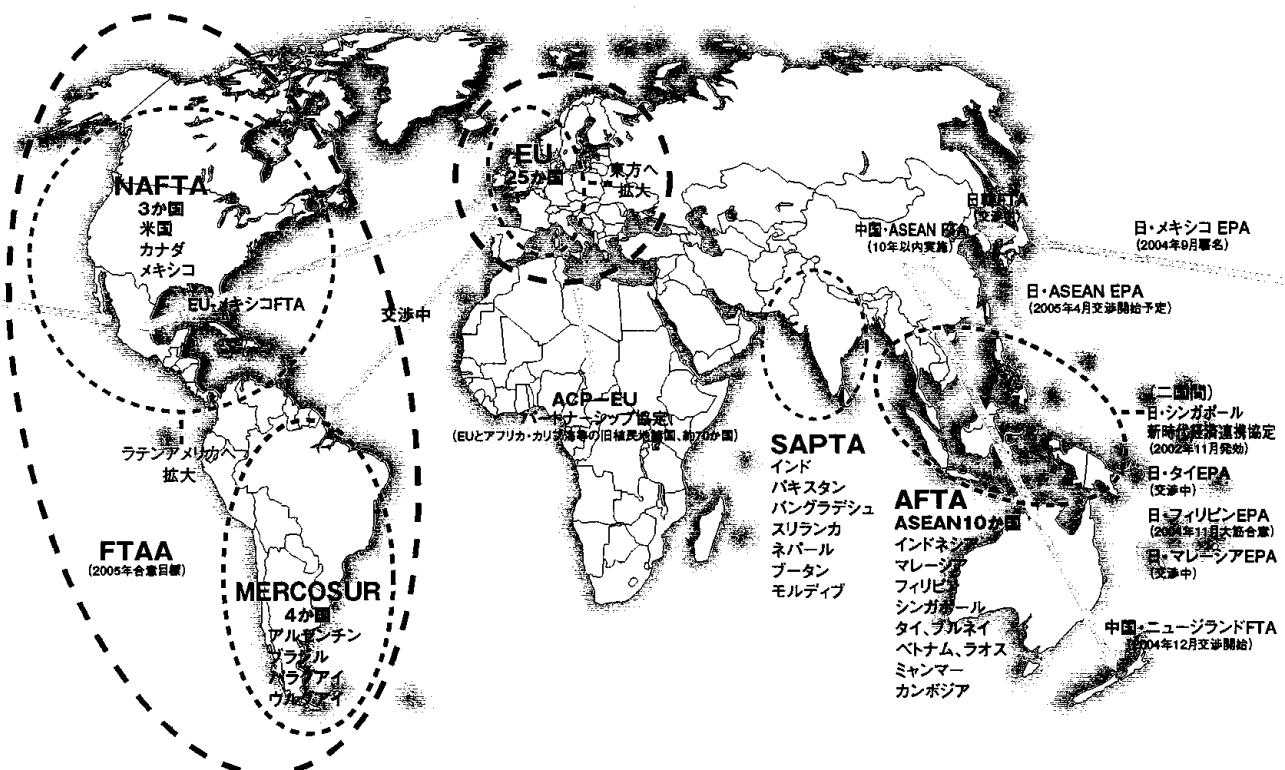
資料：農林水産省作成。

経済連携の取組

2002年	日・シンガポール新時代経済連携協定発効
2003	韓国との交渉開始
2004	フィリピン、マレーシア、タイとの交渉開始 日・メキシコ経済連携協定署名
	日・フィリピン経済連携協定大筋合意
2005	日・メキシコ経済連携協定発効 ASEAN全体との交渉開始（予定）

資料：農林水産省作成。

世界の経済統合の状況



資料：経済産業省資料を基に農林水産省で作成。

- 注：1) NAFTA : North American Free Trade Agreement。北米自由貿易協定。
- 2) FTAA : Free Trade Area of the Americas。米州自由貿易地域。
- 3) MERCOSUR : Mercado Común del Sur。南米南部共同市場。
- 4) SAPTA : South Asian Preferential Trade Arrangement。南アジア特恵貿易協定。
- 5) AFTA : ASEAN Free Trade Area。ASEAN自由貿易地域。

第Ⅰ章 食の安全・安心と安定供給システムの確立

第1節 食の安全・安心をめぐる動向と課題

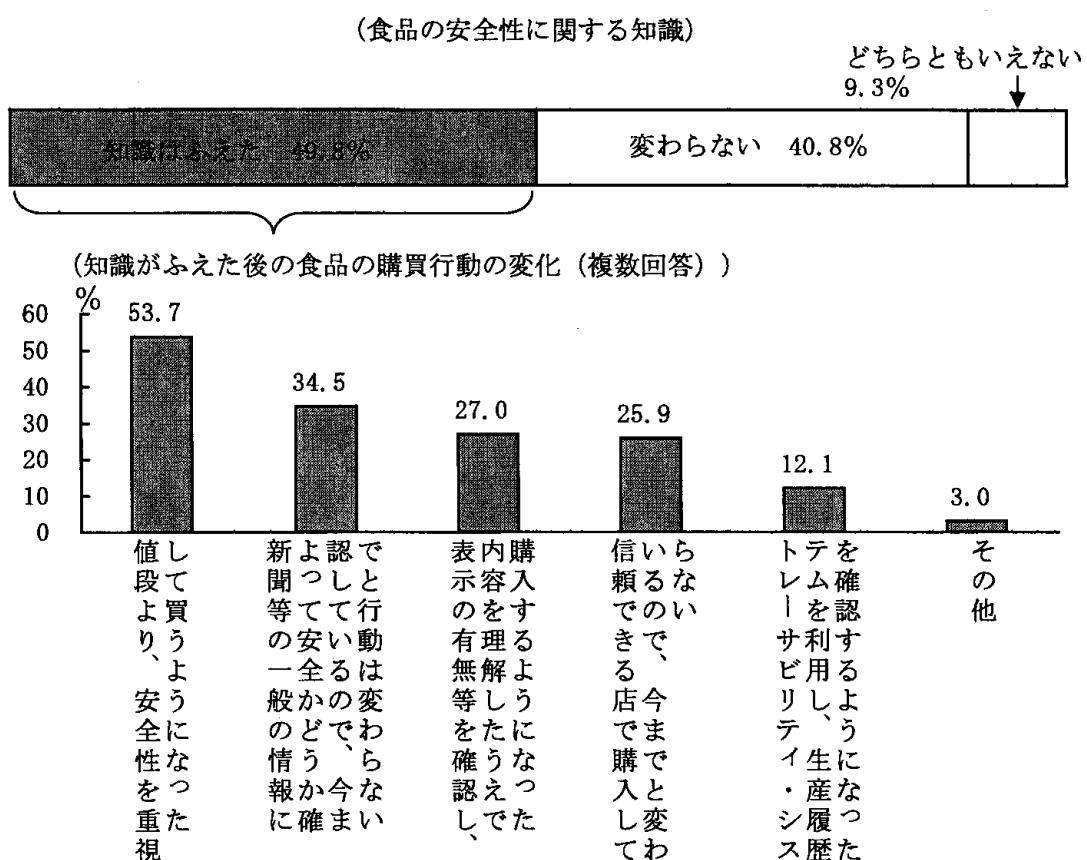
(1) 食の安全・安心をめぐる情勢の変化

- ① 近年、輸入農産物の基準値を超えた農薬の残留、食品の偽装表示、国内や米国でのBSEの発生、国内外での高病原性鳥インフルエンザの発生等の問題が相次ぎ、食の安全・安心をめぐる情勢は大きく変化。
- ② この情勢変化のもとで、消費者は、値段より安全性を重視し、問題を起こした事業者の食品を買い控えるなど、食の安全・安心を重視した購買行動へと変化。

(2) 食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた取組と課題

- ① 食品安全基本法のもとで、関係府省が連携してリスク分析を活用した総合的な施策を展開。農林水産省では、生産段階から流通段階にわたる食品の安全性確保や消費者の信頼確保に関する施策を推進。また、施策の策定に際してリスクコミュニケーションを実施。
- ② 食品表示は、消費者の食品購入時の判断材料として重要な役割。
今後、事業者による正確でわかりやすい表示の徹底、行政による監視指導及び違反への厳正な措置、JAS規格や品質表示基準の内容等の充実等を図ることが必要。
- ③ 消費者は食品に関して様々な情報を求めるなかで、トレーサビリティ・システムの構築に期待。
現在は、食品の製造、流通等の事業者単独による取組が中心であり、今後、生産段階から消費段階に至るシステムの構築に向けて、関係者の共通理解の醸成、横断的な連携体制の確立が必要。
- ④ 食品の不正表示等様々な問題が発生するなかで、法令遵守や消費者重視の取組等、生産者・事業者の社会的な責任の自覚と実践が不可欠。

図-1 食品の安全性に関する知識と食品の購買行動の変化

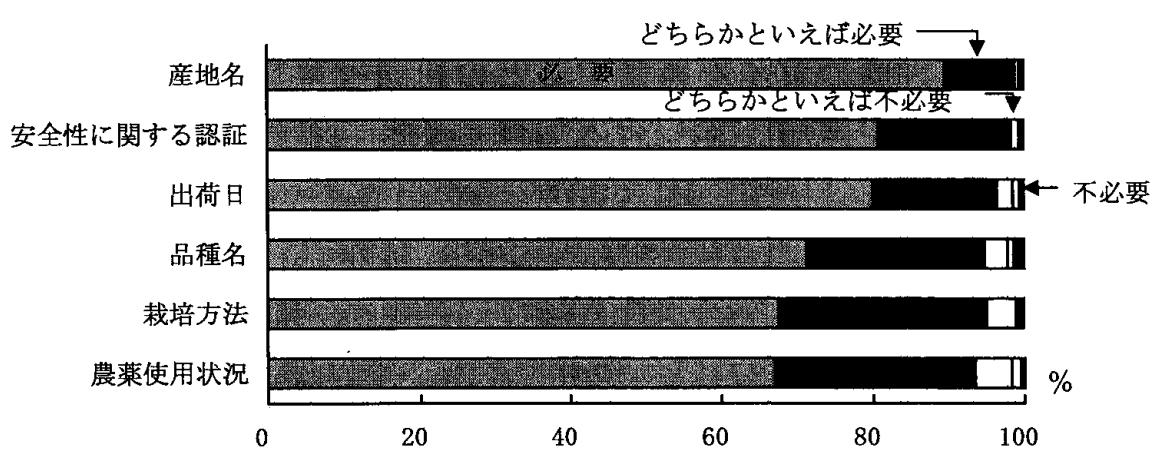


資料：農林漁業金融公庫「食生活や食育に関するアンケート調査」（16年8月公表）

注：1) 全国の主婦を対象として実施したインターネット調査（回答総数2,047）。

2) 「過去1年間で食品の安全性に関する知識がふえたかどうか」を聞いたものである。

図-2 生鮮野菜を購入する際に消費者が必要とする情報



資料：農林水産省「野菜の生産流通情報に関する意識・意向調査」（16年8月公表）

注：農林水産情報交流ネットワーク事業において、全国に配置している情報交流モニター等の中から農業者モニター（756名）、流通加工業者モニター（504名）、消費情報提供協力者（1,480名）を対象として実施したアンケート調査（回収率はそれぞれ79.6%、80.8%、94.5%）。

⑤ 消費者は、食品の安全性に関して、自らが適切な判断能力を身に付けることの重要性を認識。

今後、消費者は、行政等の情報を正しく理解し、日頃から食について考え、関心をもつことが大切。

⑥ 食にかかわる様々な問題は、豊かな食生活を享受する過程で、「食」と「農」の距離が拡大し、各主体の顔が見えにくくなっていることが影響。

今後、消費者と生産者・事業者の信頼関係の構築を基本とした互いに顔の見える関係づくりが重要。

(3) BSE、高病原性鳥インフルエンザ問題への対応

① 平成13年9月に我が国最初のBSEが発生し、同年10月からと畜場におけるBSE検査及び特定危険部位の除去を実施。

16年10月に、農林水産省と厚生労働省は、食品安全委員会のBSE対策の科学的な検証結果を踏まえ国内のBSE対策の見直しを諮問。

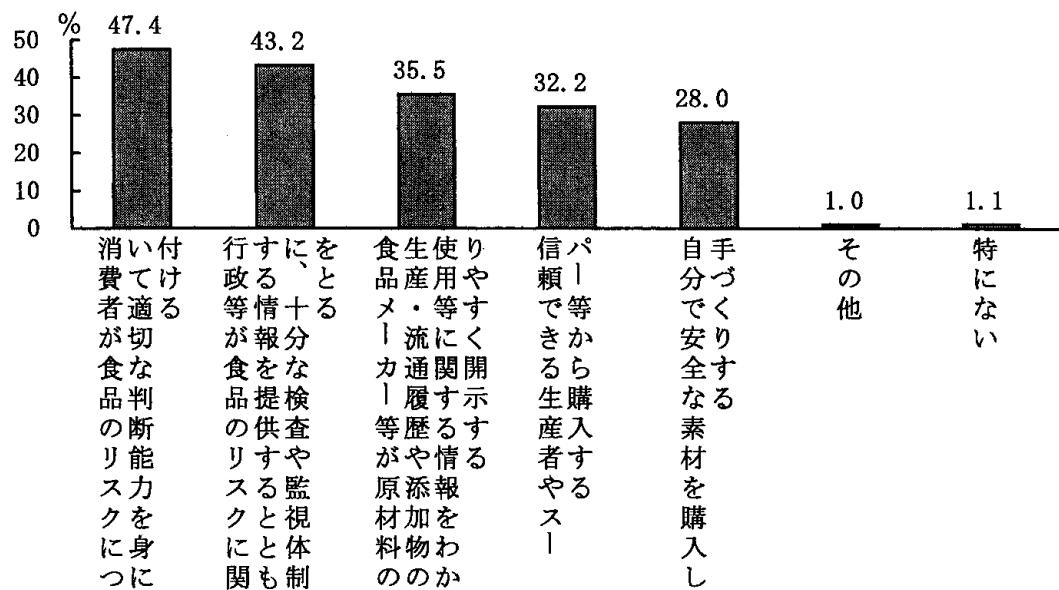
今後の対策の見直しについては、科学的な観点から、国民とのリスクコミュニケーションに取組みながら進めていくことが重要。

② 15年12月、米国でBSE感染牛が確認され、我が国は米国からの牛肉等の輸入を直ちに停止。その後、日米局長級会合やワーキンググループでの議論等を経て、16年9月の日米局長級会合で科学的な知見に基づいて両国が双方向の貿易を再開するとの認識を共有。

現在、消費者等の食の安全・安心を大前提として、日米間で協議を継続。

③ 16年1月から3月にかけて、79年ぶりに山口県等の3府県で発生した高病原性鳥インフルエンザについては、感染した家きんの埋却処分等の適切な防疫措置を実施。同病は、その後もアジア諸国等で発生しており、国内での発生防止やモニタリング等の徹底と国際連携の取組が重要。

図-3 食品の安全性を確保するために必要なもの（複数回答）



資料：農林漁業金融公庫「食生活や食育に関するアンケート調査」（16年8月公表）

注：全国の主婦を対象として実施したインターネット調査（回答総数2,047）。

表-I 日米BSE問題の経緯

年	月日	事項	概要
平成 15	12/24	米国でBSE感染牛を確認	ワシントン州 1997年生まれ
	"	米国から牛肉等の輸入停止	
	12/29	日米局長級会合（第1回）	BSE感染牛確認の報告
	12/30	米国BSE対策発表	30か月齢以上の特定危険部位除去等
16	1/8~18	米国へ現地調査団派遣	今後BSEが発生する可能性を指摘
	1/23	日米局長級会合（第2回）	BSE対策措置の説明
	2/5	国際専門家調査団報告書公表	米国対策は不十分、米国とカナダのリスクを一体として評価する必要性
	3/15	米国サーベイランスの強化を発表	高リスク牛を可能な限り多く実施
	4/24	日米局長級会合（第3回）	16年夏を目指して結論を出すよう努力
	5/18~7/22	ワーキンググループ（3回開催）	日米双方の科学的知見を整理した報告書を取りまとめ
	9/22	日米首脳会談	できる限り早期に輸入再開することの重要性について意見が一致
	10/21~23	日米局長級会合（第4回）	全月齢の特定危険部位除去、20か月齢以下と証明される牛由来である牛肉とするなどの条件、枠組みのもとで科学に基づく双方の牛肉貿易を再開するとの認識を共有
	11/12	第1回牛の月齢判別に関する検討会	肉質による月齢判別の可能性につき専門家で協議
	11/28~12/5	米国及びカナダでの現地調査	生産記録に基づく月齢判別等について専門家で調査・協議
	12/16. 17	日米の専門家による意見交換会	実務担当者による現地調査のフォローアップ、牛枝肉の生理学的成熟度に関する研究について意見交換
	17	1/19 第2回牛の月齢判別に関する検討会	「牛枝肉の生理学的成熟度に関する研究」の最終報告書について、科学的な観点から意見交換
	2/8 第3回牛の月齢判別に関する検討会	「牛枝肉の生理学的成熟度に関する研究」の最終報告書について、科学的な観点から検討し、最終的な検討結果を報告書として取りまとめ	

資料：農林水産省作成（17年3月31日現在）。

注：本表は、日米BSE問題にかかる実務者の会合等の動きを中心とりまとめた。

第2節 食料消費と食料自給率の動向

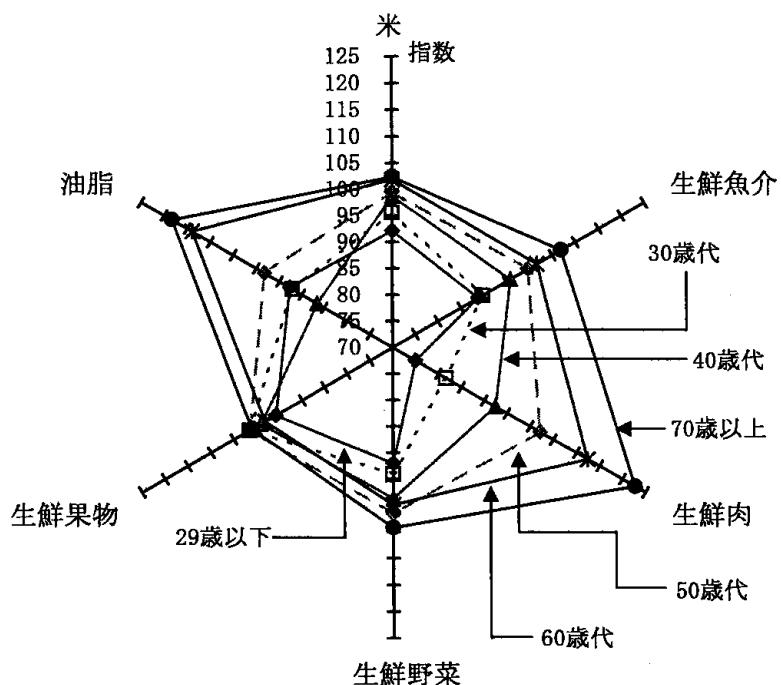
(1) 食料消費の動向

- ① 少子高齢化が加速し、60歳以上層で特に消費行動の強まりがみられるなかで、多くの食料品で60歳以上層の購入単価は40歳未満層の単価を上回る状況。また、年齢の高まりに伴い、健康・安全性や国産志向が強まる特徴。
- ② 食の変化を促す要因としては、年齢による所得や志向の違いのほか、ライフスタイルや就業形態の変化、単身世帯の増加等が影響。各世代を通じた食の簡便化が進むなかで調理食品等が増加し、これに伴い輸入製品や輸入原材料が増加。

(2) 食料産業の動向

- ① 国内総生産の1割を占める食料産業では、食生活の多様化・高度化の進展に伴い関連製造業や関連流通業の割合が増加。特に食品製造業については、地域経済においても重要な地位。
- ② 国内総生産に占める農業等の割合が低下する一方で、農業生産額に占める資材・サービス等の割合は近年上昇。
今後、農業生産資材費低減行動計画の見直し、資材産業の再編を含む経営合理化等によって、一層の資材費の削減が重要。
- ③ 食品流通経費は、飲食費の最終消費額の32%を占める。
今後、情報技術の活用、物流の合理化、小売業者と納入業者の取引方法の改善、卸売市場と市場外流通の競争等を通じた食品流通システムの構造改革の一層の推進が重要。

図-4 世帯主の年齢別にみた食料品の購入単価（平成16年、指数）

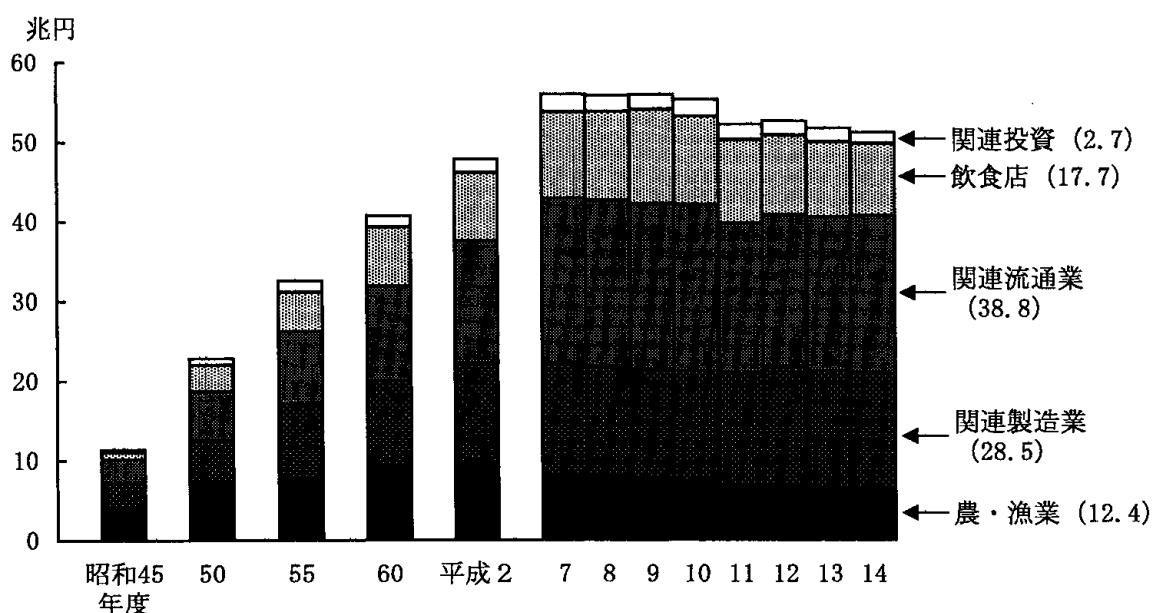


資料：総務省「家計調査」を基に農林水産省で作成。

注：1) 農林漁家を除く2人以上の全世帯の数値である。

2) 全世帯の平均を100とした指数である。

図-5 食料産業の業種別国内総生産の推移



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

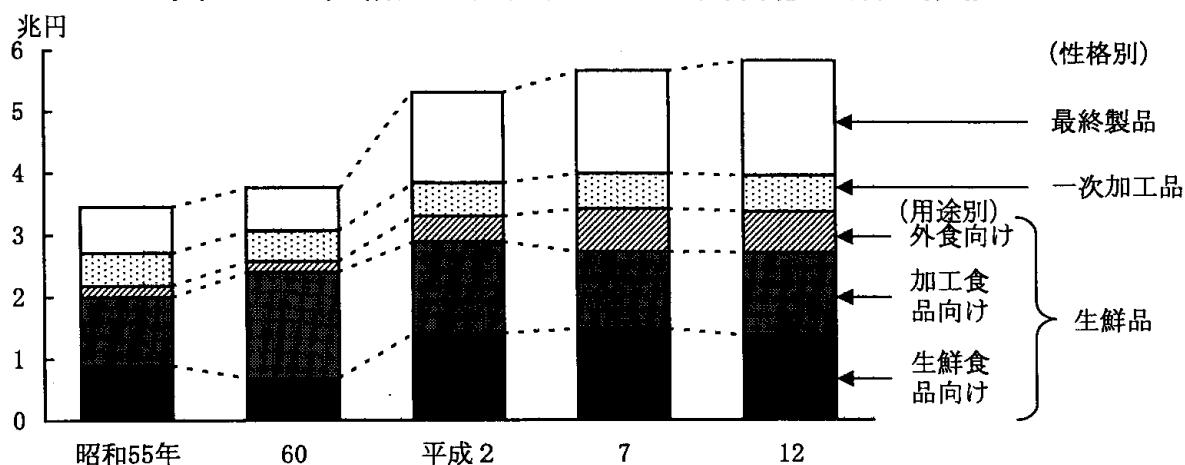
注：()内は、14年度に占める各業種の割合(%)である。

- ④ 外食産業の市場規模は、10年以降、前年を下回って推移。また、中食産業（弁当、おにぎり、そう菜等）も、最近、その伸びは大きく鈍化。厳しい市場環境のもと、外食・中食産業は、差別化、高品質化の取組を強化する動き。
- ⑤ 食品産業では、競争の激化や国内農業生産の対応不足等を背景に、原材料調達の海外依存や最終製品の輸入増加が進行。また、海外に進出した食品企業の現地法人が、現地や第三国から調達した原材料とともに製造・加工を行い、我が国に製品を輸出する動きも顕在化。
- ⑥ その一方で、食品産業のなかには、消費者の鮮度志向、健康・安全志向にこたえるため、国内産地と結び付きを強める動き。
今後、食品産業と国内農業の連携強化に向け、食品産業の有するノウハウの活用、加工・業務用需要に対応する国内生産体制の整備が重要。

（3）農産物輸入の動向

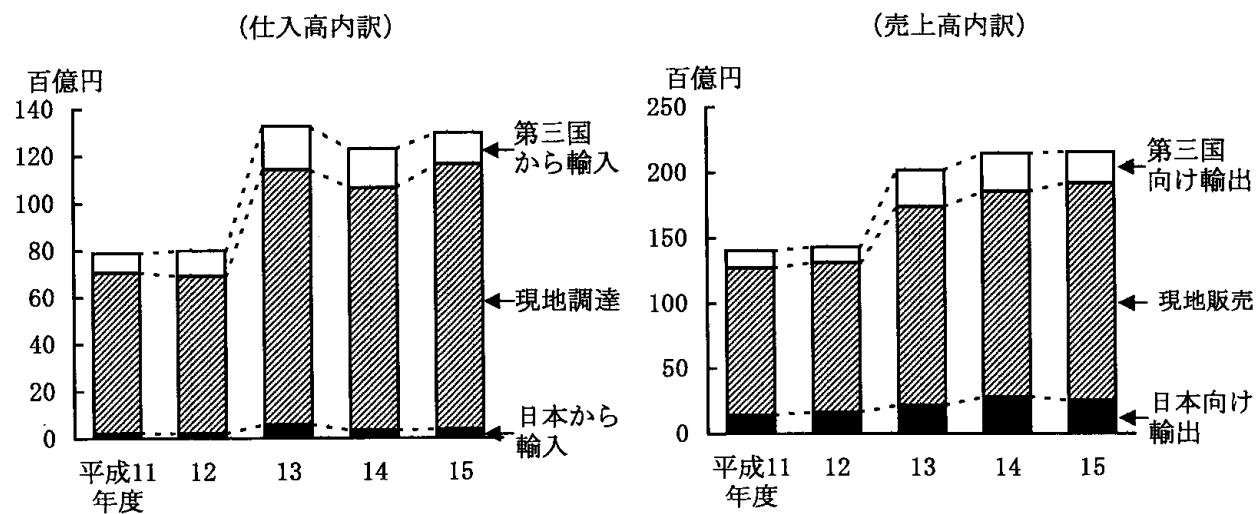
- ① 我が国は世界最大の農産物純輸入国であり、近年は、輸入品の加工の高度化や輸入ロットの小口化が進行し、生鮮野菜や鶏肉等の主要輸入先国である中国への依存度が高まる傾向。
- ② 我が国は、米国、中国、オーストラリア等の特定国からの輸入に依存する傾向。このため、これら輸入先国の作付けや作柄の変動、BSE等家畜疾病の発生等は、我が国の食料需給に大きく影響。
- ③ 食の安全を脅かす事件が相次ぐなか、多くの消費者が輸入食品に不安。特定国に多くを依存する輸入構造は、食の安全及び消費者の信頼や食料の安定供給の確保の観点からぜい弱性が内在。

図-6 性格別・用途別にみた食料輸入額の推移



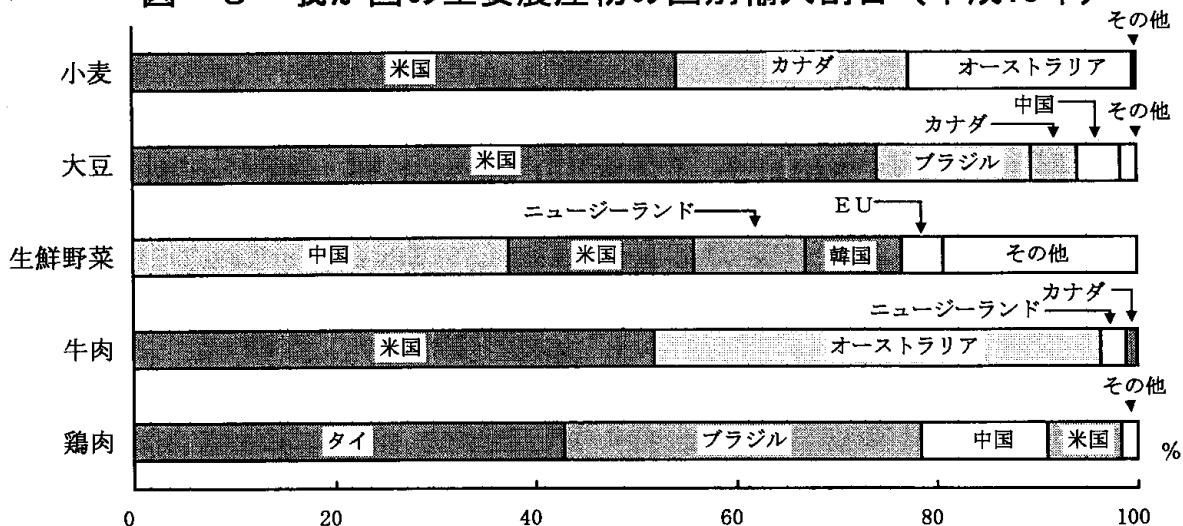
資料：総務省他9府省庁「産業連関表」を基に農林水産省で作成。

図-7 海外に進出した食品製造業の現地法人による仕入高及び売上高の推移



資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」

図-8 我が国的主要農産物の国別輸入割合（平成15年）



資料：財務省「貿易統計」

(4) 食料自給率の動向

ア 我が国の食料自給率の特徴

① 供給熱量ベースの自給率の低下は、長期的にみると、国内生産に適した米の消費が減少し、畜産物や油脂類が増加するなど食生活の変化が大きく影響。

また、昭和40～平成15年度において国産の総供給熱量は26%減少しており、農業生産面の変化も自給率の低下に影響。この間単収は上昇したもの、作付延べ面積は40%の大幅な減少。

② 生産額ベースの自給率は、供給熱量ベースに比べて緩やかな減少であるが、その要因としては、野菜、果実、畜産物等の生産活動の経済的価値が反映されていることも影響。

イ 前「食料・農業・農村基本計画」策定以降の食料自給率の動向

① 食料自給率の目標を掲げることは、食料消費と農業生産の両面にわたる国民参加型の取組の指針として、重要な意義。

前基本計画では、食料消費と農業生産の諸課題が解決された場合の実現可能な水準として、供給熱量ベースの総合食料自給率目標を45%（22年度）と設定。

② 目標設定後の動向をみると、10年度以降は40%と6年連続横ばいで推移。また、10～15年度の品目別の動向をみると、小麦、大豆、砂糖類の生産拡大が自給率引上げ要因として作用する一方、米の消費減、油脂類等の消費増が引下げ要因として作用。

③ 食料消費面では、脂質の摂取過多等の栄養バランスの崩れが改善されておらず、前基本計画で掲げた「望ましい食料消費の姿」の実現には至っていない状況。

農業生産面では、小麦、大豆の生産量は増加しているものの、米、野菜、果実等多くの品目で減少しており、「生産努力目標」の実現には至っていない状況。

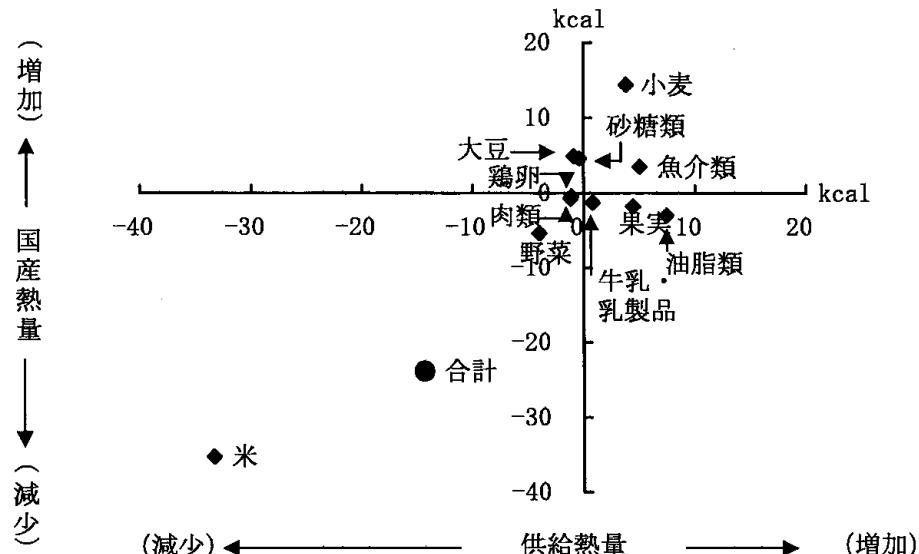
表－2 食料農水産物の食料自給率の推移

(単位 : %)

	昭和 40年度	50	60	平成9	10	11	12	13	14	15 (概算)
供給熱量総合 食料自給率	73	54	53	41	40	40	40	40	40	40
生産額ベースの 総合食料自給率	86	83	82	71	70	72	71	70	69	70

資料：農林水産省「食料需給表」

図－9 供給熱量と国産熱量の増減量（平成10～15年度）



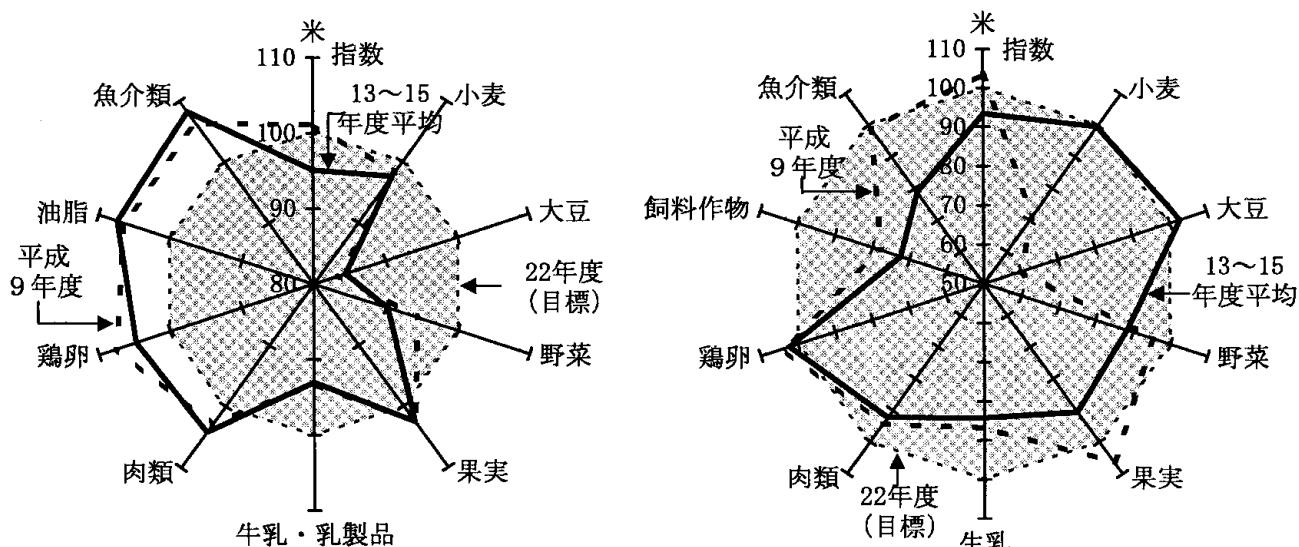
資料：農林水産省「食料需給表」

注：供給熱量（食料自給率（カロリーベース）の分母）と国産熱量（食料自給率（カロリーベース）の分子）は、1人1日当たりの熱量である。

図－10 望ましい食料消費の姿及び生産努力目標と
実際の動向（平成22年度=100）

(望ましい食料消費の姿)

(生産努力目標)



資料：農林水産省「食料需給表」

注：1) 魚介類については、水産基本計画（14年3月閣議決定）に基づく、24年度の目標数値を100としている。

2) 飼料作物はTDN（可消化養分総量）ベースである。

④ これら食料消費、農業生産面の課題解決に至っていない要因としては、食生活指針に基づく食生活の見直し、農産物の品質向上や加工・業務用需要への対応、農地の効率的な利用等の取組が不十分であることが影響。

ウ 新たな基本計画のもとでの食料自給率向上に向けた課題

① 新基本計画では、食料・農業・農村基本法における食料の安定供給の確保の主旨等を踏まえ、自給率目標を設定のうえ、重点的に取り組むべき事項を明確化し、関係者の具体的行動を喚起。総合食料自給率は、供給熱量ベースの目標設定を引き続き基本とし、あわせて生産額ベースの目標も設定。

② 自給率向上に向け、政府や地方公共団体、農業者や農業関係団体、食品産業の事業者、消費者・消費者団体など、食にかかわるすべての人たちが適切な役割分担のもと、主体的に取り組むことが不可欠。

今後、国民一人ひとりが身近な課題として取り組めるように、地域の自給率目標や地産地消の取組目標を設定し、実践的な食育や需要に応じた生産拡大等を推進。また、政府、農業団体、消費者団体、食品産業事業者等による協議会を設立し、毎年度行動計画を策定するなど、適切な工程管理を実施。

③ 農地、農業用水等の農業資源の確保、担い手の確保及び育成、農業技術水準の向上を図ることは、国内農業生産の増大や食料安全保障確保の面でも重要。

今後、これらの取組を通じて食料供給力の強化を図ることが重要。

(5) 食生活の現状と地産地消及び食育の推進

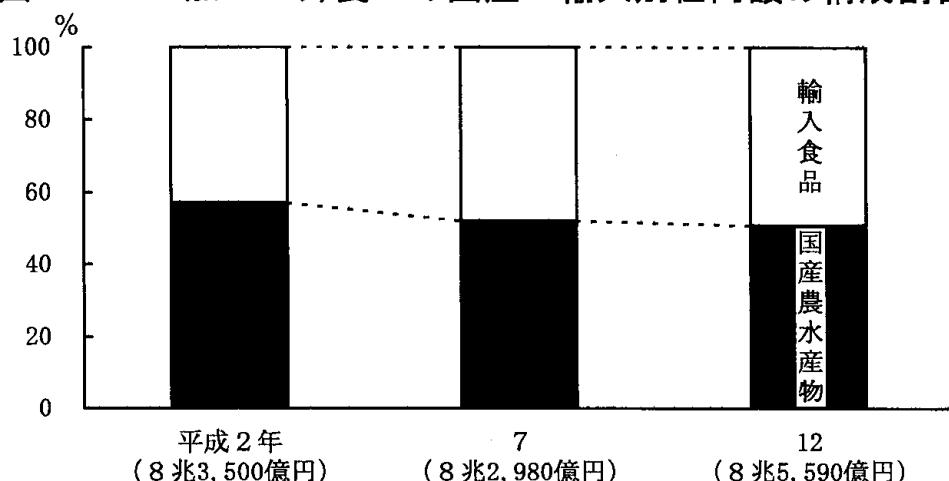
① 多くの国民が飽食ともいいくべき食生活を享受しているが、脂質過多等の栄養バランスの崩れ、欠食の広がり、大量の食品ロス等の問題が発生。

今後、このような実態を見つめ直し、望ましい食生活の実現を図ることが重要。

また、子どもの食生活も、生活環境の変化等が進むなかで、栄養に関する基礎的な知識、食事の作法等の面で問題。

② 今後、地産地消の実践的な計画の策定とその計画に基づく自主的取組の促進、適正な食事の摂取量を示したフードガイド（仮称）の策定と活用、国民的運動としての食育の一層の推進が重要。

図-11 加工・外食への国産・輸入別仕向額の構成割合



資料：総務省他9府省庁「産業連関表」

注：1) 輸入食品には、輸入農水産物のほかに、1次輸入加工品を含む。
2) () 内は、加工・外食への仕向額である。

表-3 食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項

重点的に取り組むべき事項	
消費面	<ul style="list-style-type: none"> ① 分かりやすく実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開 ② 米をはじめとした国産農産物の消費拡大の促進 ③ 国産農産物に対する消費者の信頼の確保
生産面	<ul style="list-style-type: none"> ① 経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進 ② 食品産業と農業の連携の強化 ③ 担い手への農地の利用集積、耕畜連携による飼料作物の生産等を通じた効率的な農地利用の推進

資料：農林水産省作成。

＜事例：福岡県宗像市における学校給食を通じた地産地消の取組＞

地場農産物を学校給食に導入するという宗像市の方針のもとで、市内の大規模直売所が中核となって、各小学校に地場農産物を提供している。また、学校栄養職員の協力も得て、子ども達と生産者の交流を行っている。この結果、子ども達にとって農業が身近なものとなり、食べ残しが減るとともに、生産者の自信とやる気の向上につながるなどの効果が現れている。

第3節 世界の農産物需給と農産物貿易交渉の動向

(1) 穀物等の国際需給とアジアの農産物貿易の動向

ア 穀物等の国際需給

- ① 2004年度の穀物等の国際需給は、主要国の生育が良好であったが、期末在庫率は、5年前の30.4%から19.4%へと減少。
- ② 世界の穀物生産は、需要増大が見込まれるなかで、水資源の枯渇、異常気象の発生等、中長期的にみて多くの不安定要因が存在。

イ 東アジアの農産物貿易の動向

- ① 成長が著しい東アジアでは、一人当たり耕地面積の減少、付加価値の高い農産物の生産増大と穀物生産の減少に加えて、食料消費の増大・多様化が進行。
- ② 東アジアでは、既に中国が農産物純輸入国に移行していることに加え、輸入及び輸出の増加と域内依存度の上昇、輸入品目の多様化、特定品目の輸出等の特徴。一方、我が国の域内外の輸入、輸出に占める割合は低下。

今後、人口増大、食料消費の増加・多様化に伴い、世界の農産物貿易における東アジアの影響力が強まる可能性。

(2) 農産物貿易交渉の動向

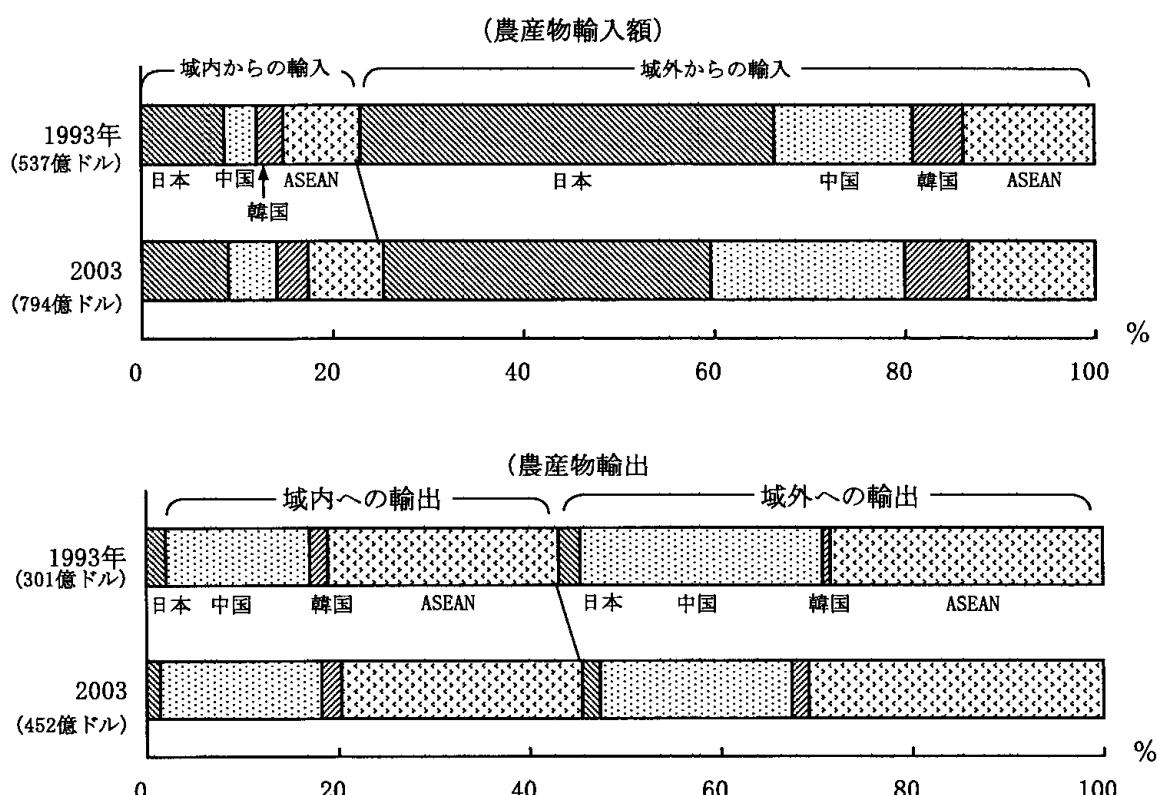
ア WTO農業交渉の動向

- ① WTO農業交渉は2004年3月に再開され、同年7月に枠組み合意が成立。
- ② 今後とも「多様な農業の共存」を基本理念とする我が国の主張が反映されるよう交渉に臨むとともに、構造改革を通じた国内の農業競争力の強化と国境措置に過度に依存しない政策体系の構築が重要。

イ 経済連携協定交渉の動向

- ① 世界各地でEPA/FTAが急増するなか、我が国は、メキシコとの協定発効、フィリピンとの大筋合意等の成果。
現在、マレーシア、タイ、韓国との間で交渉中。
- ② EPA/FTA交渉に当たっては、「守るべきものを守り、譲れるものは譲る」との考え方で対応するとともに、「みどりのアジアEPA推進戦略」に沿って、戦略的かつ前向きに対応することが必要。

図-12 東アジアの農産物貿易額に占める各国の割合の変化



資料：国連「UN Comtrade」

- 注：1) 東アジアとは、日本、中国、韓国、ASEAN諸国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア）とした。
 2) 工業用原料（原皮、毛皮、生ゴム、繊維等）を除く。
 3) データの制約から、ASEAN諸国のうちラオス、ミャンマー、ベトナム、カンボジアを除いて計算した。
 4) 中国には、香港、マカオが含まれる。
 5) () 内は輸入額、輸出額を示す。

表-4 WＴO交渉の農業に関する枠組み合意の内容（2004年7月）

市場アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 高い関税ほど大幅な引下げ 重要品目は別の取扱い 重要品目の数は今後の交渉 関税の上限設定は、まずその役割を評価したうえで、その是非を検討 低関税輸入枠の拡大等については、重要品目への配慮があつて、交渉のバランスが達成されることとなる 等
国支内持	<ul style="list-style-type: none"> 「黄」の政策、「青」の政策及びデミニミスに該当する補助金等の総額が多い国ほど大幅に削減 「黄」の政策に該当する補助金等は、品目ごとに上限を設定
輸出競争	<ul style="list-style-type: none"> 輸出補助金を期日を設けて撤廃 輸出信用（米国）、輸出国家貿易（オーストラリア・カナダ）等も輸出補助金的な部分は同じ扱い

資料：農林水産省作成。

第Ⅱ章 農業構造改革の加速化と 国産の強みを活かした国内農業生産の展開

第1節 農業経済の動向

(1) 農業生産の動向

- ① 16年は、観測史上最多の台風上陸、新潟県中越地震等の自然災害が多発し、農林水産関係で9千億円（うち農業関係5千億円）の被害。
- ② 15年の農業総産出額（概算）は、冷夏等に伴う米の不作等により、農業生産が減少（数量ベース前年比4.9%減）した一方、農産物価格が上昇（前年比7.4%増）し、ほぼ前年並みの8兆9千億円（前年比0.3%減）。

(2) 農家経済の動向

15年の主業農家1戸当たり農家総所得は、米価の上昇等から、前年比1.1%増の765万円となったが、すう勢的には減少傾向。

(3) 農業労働力

ア 農家戸数及び農家人口等の動向

16年の総農家戸数は293万戸、うち主業農家は43万戸とともに減少傾向。基幹的農業従事者は220万人（16年）で、12年から9%減少しており、昭和一けた世代のリタイアの加速化等によりつい弱化の懸念。

イ 新規就農者等の動向

新規就農者数は8万人（15年）、うち新規就農青年（新規学卒者と39歳以下の離職就農者の合計）は、1.2万人となっている。一方、就農経路が多様化するなかで、農業法人等に雇われて農業に従事する者が増加。

ウ 女性農業者の動向

女性農業者は基幹的農業従事者の46%（16年）を占めており、我が国農業の重要な役割を担う。最近は、認定農業者の増加や加工販売事業の起業など活躍の場を広げ、地域活性化を図るうえでも欠かせない存在。

表－5 平成16年4月以降の主な自然災害による農林水産関係の被害
(単位:億円)

主な灾害	農林水産関係の被害額(17年2月18日現在)			
	うち農業			
	農作物等	農地、施設等		
台風、大雨等の気象灾害	8,045	4,146	2,313	1,833
新潟県中越地震	1,330	1,026	130	896
合計	9,375	5,173	2,443	2,729

資料：農林水産省作成

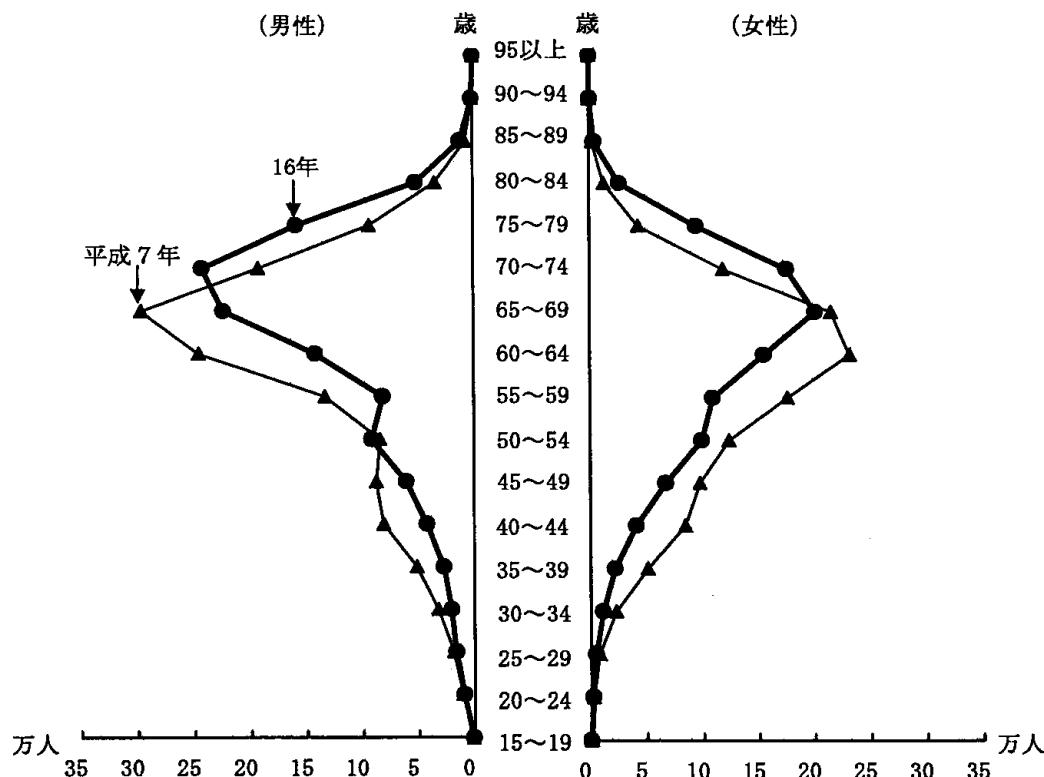
表－6 農家経済の動向(全国、販売農家1戸当たり)

(単位:千円、%)

		実数					対前年増減率				
		平成11年	12	13	14	15	11	12	13	14	15
販売平均農家	農家総所得	8,459	8,280	8,022	7,842	7,716	▲2.5	▲2.1	▲3.1	▲2.2	▲1.6
	農業所得	1,141	1,084	1,034	1,021	1,106	▲8.4	▲5.0	▲4.6	▲1.2	8.3
	農外所得	5,130	4,975	4,751	4,527	4,324	▲3.4	▲3.0	▲4.5	▲4.7	▲4.5
	年金・被贈等の収入	2,188	2,221	2,237	2,294	2,286	3.0	1.5	0.7	2.5	▲0.3
主業農家	家計費	5,544	5,397	5,274	5,150	5,032	▲1.5	▲2.6	▲2.3	▲2.3	▲2.3
	農家総所得	7,878	7,817	7,493	7,566	7,652	▲3.6	▲0.8	▲4.1	1.0	1.1
	農業所得	5,063	5,020	4,764	4,696	4,741	▲6.2	▲0.8	▲5.1	▲1.4	1.0
	農外所得	978	959	899	838	849	▲3.7	▲1.9	▲6.3	▲6.7	1.3
準主業農家の農家総所得	年金・被贈等の収入	1,837	1,837	1,830	2,031	2,062	4.2	0.0	▲0.3	11.0	1.5
	家計費	5,086	4,983	4,925	4,778	4,613	1.3	▲2.0	▲1.2	▲3.0	▲3.5
	準主業農家の農家総所得	8,941	8,813	8,627	8,121	8,467	▲4.6	▲1.4	▲2.1	▲5.9	4.3
	副業的農家の農家総所得	8,430	8,207	7,955	7,816	7,516	▲1.5	▲2.6	▲3.1	▲1.8	▲3.8

資料：農林水産省「農業経営統計調査(農業経営動向統計)」

図－13 年齢階層別にみた基幹的農業従事者の動向



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

第2節 農業の構造改革の加速化

(1) 担い手の育成・確保

- ① 認定農業者は19万人（16年8月）で、12年3月から29%増加しているが、今後、認定農業者制度についての地域ごとの取組の差の改善、認定後のフォローアップの充実等の取組の強化が課題。
- ② 農業生産法人は7千経営体で、有限会社が8割を占めており、食品・飲料メーカーや建設業者等が出資する株式会社形態を含め、増加傾向。
- ③ 集落営農組織は、約1万組織（12年）あり、地域農業の維持に効果を発揮しているが、その約6割で後継者が不在。今後、地域の合意を図り、集落を基礎とした営農組織の育成・法人化の推進が課題。
- ④ 農業サービス事業体は、約2万組織（12年）あり、水稻の育苗や防除、乾燥・調製の作業受託割合が高いなど、地域農業生産において様々な機能を発揮。

(2) 農地等の確保と有効利用

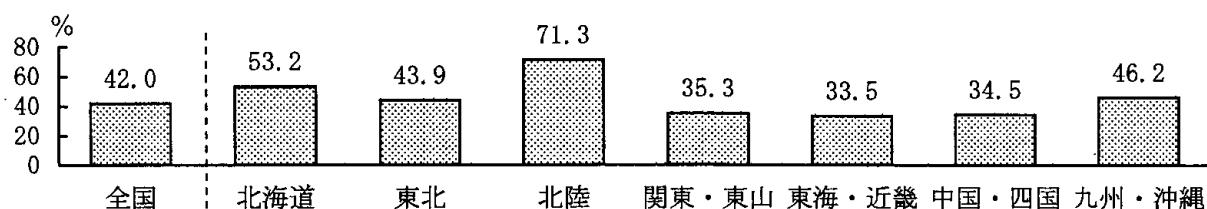
- ① 耕地面積は471万ha（16年）で、ピーク時の昭和36年から2割減少。耕地利用率は94%（15年）で、同様に約40ポイント低下。
- ② 担い手への利用集積は最近鈍化傾向にあり、今後、地域の合意形成等を通じた農地の受け手と出し手の調整が重要。また、耕地利用率の向上、良好な農地・農業用水の確保、多様な農地利用ニーズへの対応等が重要。

(3) 農業構造の動向

ア 農業構造の現状

- ① 経営耕地面積や飼養頭数に占める「65歳未満の農業専従者がいる主業農家」の営農類型別の割合（15年）は、施設野菜、北海道畑作・水田作、肉用牛経営では8割以上。しかし、都府県の水田作部門におけるこれら農家の経営耕地面積の占有率は2割未満。
- ② 7～15年の間に、多くの経営部門で、「65歳未満の農業専従者がいる主業農家」が占める戸数割合や経営耕地面積の占有率が低下。

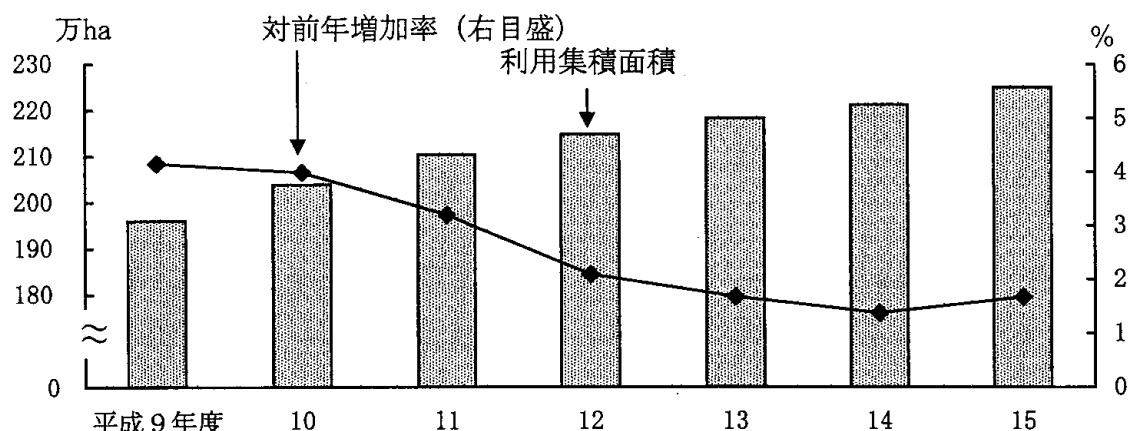
図-14 主業農家に対する認定農業者の割合（平成16年）



資料：農林水産省「農業構造動態調査」（16年）、農林水産省調べ（16年3月末現在）。

注：認定農業者の割合は、主業農家数に対する認定農業者数の割合を全国農業地域別に試算したものである。

図-15 担い手への農地の利用集積面積の推移

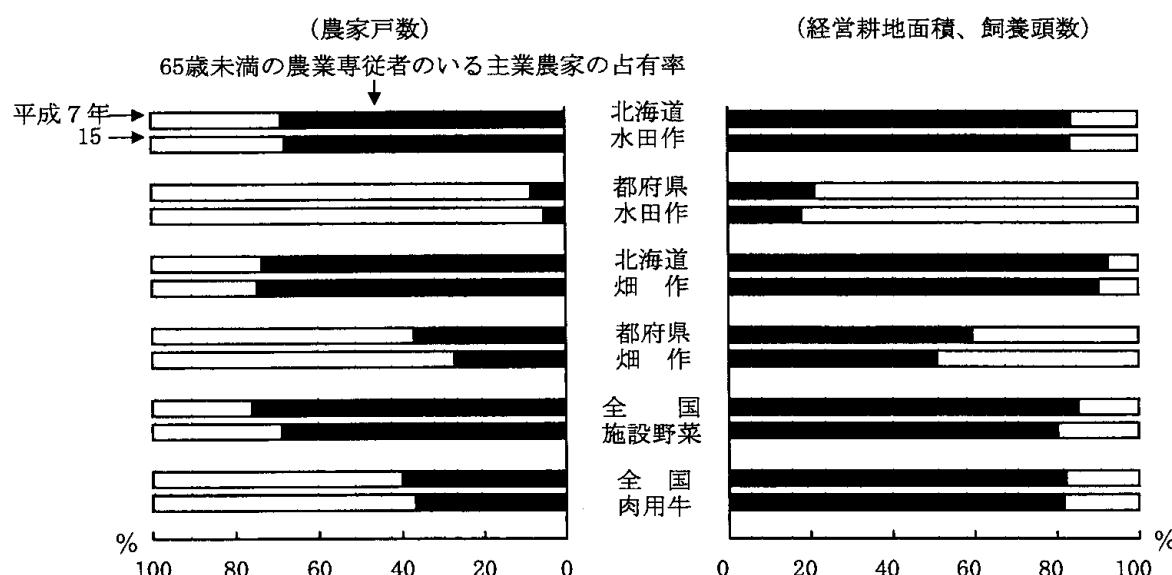


資料：農林水産省調べ。

注：1) 各年度末の数値である。

2) ここでいう担い手とは、認定農業者、市町村基本構想の水準達成農業者、今後育成すべき農業者（将来にわたって経営規模の拡大を行おうとするもので、地域の農業の担い手となるべきものとして市町村長が特に認める者）とした。

図-16 65歳未満の農業専従者のいる主業農家が占める農家戸数、
経営耕地面積（飼養頭数）の割合（平成7、15年）



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」（組替集計）

注：1) 水田作は稲作1位経営、畑作は麦類、雑穀・いも類・豆類、工芸農作物のいずれかが1位である経営である。また、施設野菜、肉用牛は、それぞれ単一経営である。

2) 肉用牛については、7年と12年についての比較であり、飼養頭数は全飼養頭数である。

イ 大規模経営における農業経営の特徴と地域農業とのかかわり

大規模経営や販売金額が大きい経営は、生産性の高い経営、環境保全を重視した生産、経営の多角化、農作業受託組織への参加、地域農業の維持への寄与等の特徴。しかし、最近は、農業所得の減少等の厳しい経営環境。

(4) 担い手・経営対策、農地制度の改革と地域農業の再編・活性化

ア 担い手政策の改革

- ① 望ましい農業構造を確立するためには、地域における担い手を明確化し、これらの者に農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施することが重要。
- ② 担い手の育成・確保に当たっては、認定農業者の認定の加速化、小規模農家や兼業農家を含む集落を基礎とした営農組織の育成・法人化等の推進が必要。

今後、担い手育成総合支援協議会の設置等により、担い手育成・確保に向けた全国的な運動を展開

イ 経営安定対策の新たな展開

現在、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化したうえで、その経営の安定を図る対策に転換することが重要。特に、水田作及び畑作については、品目別ではなく担い手の経営全体に着目した品目横断的政策を講じることが必要。

ウ 農地制度の改革

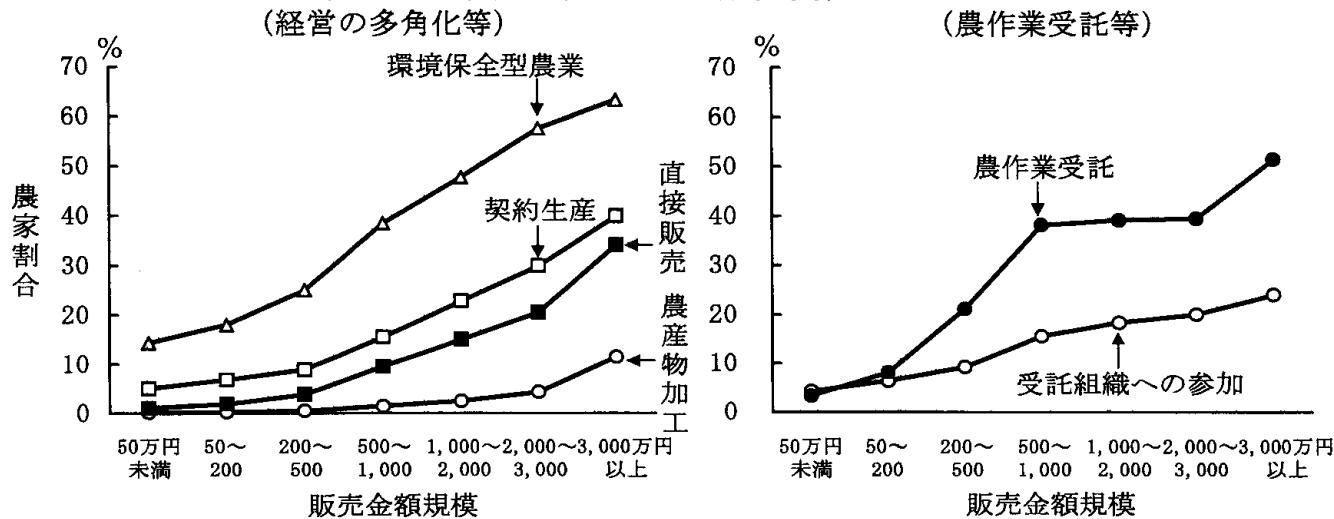
農地の効率的な利用と構造改革の加速化を促進するため、担い手への農地利用集積の促進、耕作放棄地の発生防止・解消、意欲ある者の新規参入の促進、優良農地の確保等についての農地制度の改革が必要。

エ 地域における農業の再編・活性化

地域には農業に関わる多様な主体が存在しており、各地で多様な担い手による地域農業の再編に向けた取組が展開。

今後、兼業農家、高齢農家等を含む地域の関係者の合意形成を図りながら、地域農業の再編・活性化に取り組むことが重要。

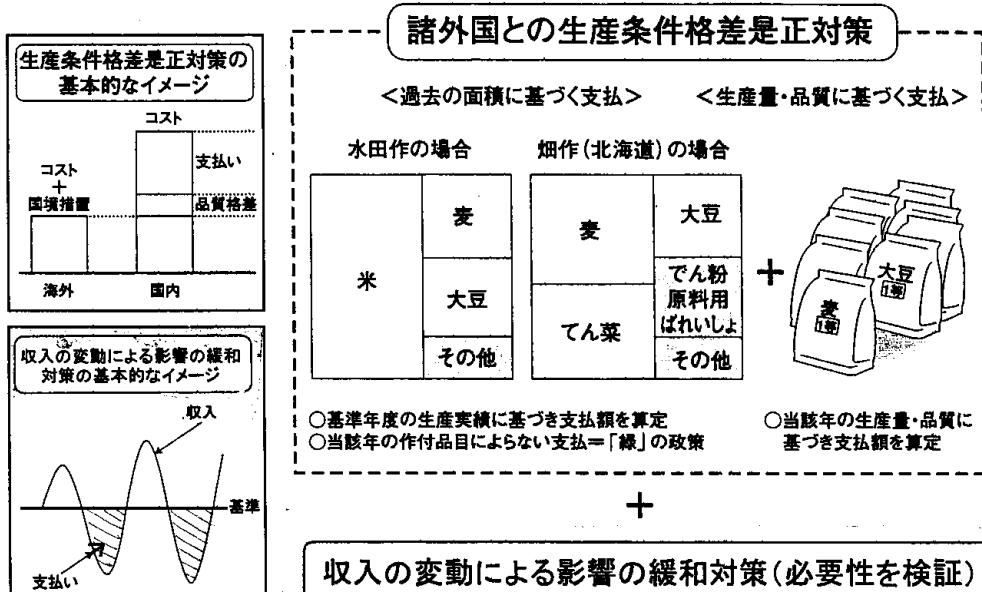
図-17 販売金額規模別の経営多角化、農作業受託等の取組状況
(平成12年、全国・水田作経営)



資料：農林水産省「農林業センサス」(組替集計)

注：水田作経営は、稻作部門の販売金額が1位の経営である。

図-18 品目横断的政策のイメージ



<事例：多様な担い手による地域農業の再編・活性化に向けた取組>

○ 18年に法人化を目指す特定農業団体（富山県黒部市）

富山県黒部市A集落で水稻、大豆の協業作業を行うA生産組合は、米政策改革が開始されたことを契機に、16年に特定農業団体となった。A生産組合は集落の農家26戸のうち20戸の兼業農家から構成され、将来的には集落内の農地のほぼすべてを、同組合に集積する計画である。現在、18年の農業生産法人設立に向けて話し合いが進められている。

○ サービス事業と農業経営を行うJA出資法人（宮崎県都城市）

宮崎県のJA都城は、高齢化、担い手不足、耕作放棄地の顕在化を克服し、地域農業の維持発展を図ることを目的に、13年に同JAが出資した農業生産法人Bを設立した。B法人は、農作業受託等の個別農家の支援を行うほか、法人自らが引き受け手のない農地を借り入れ農業経営を行うなど、地域の農業生産のけん引役としての役割も期待されている。

第3節 国産の強みを活かした農業生産の展開

(1) 国内農業生産をめぐる情勢の変化

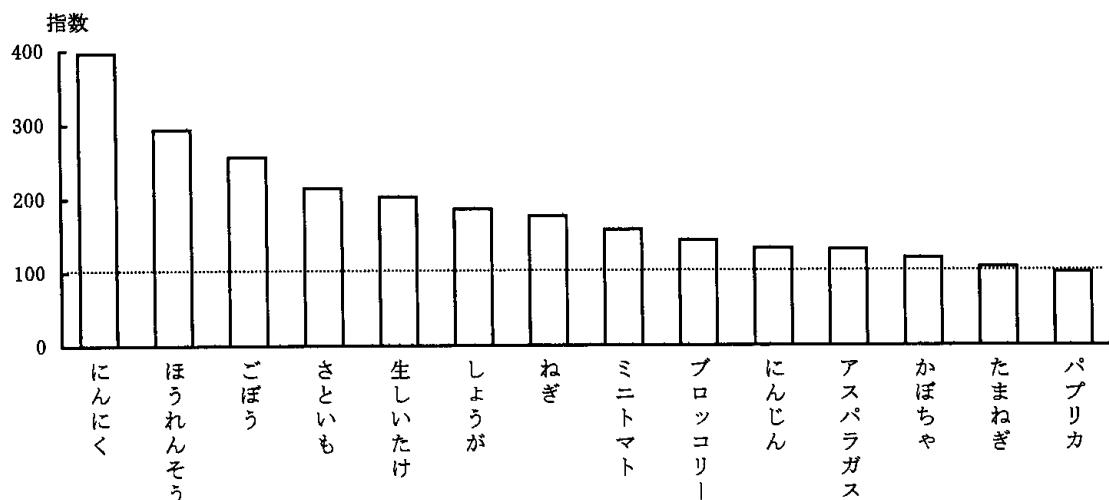
- ① 消費者や実需者は、国産農産物について、安全性、品質、おいしさの面で、輸入品と比べて高く評価。消費者の8割は、割高でも国産品を購入する意向があり、3割高以上でも購入するとした消費者も1割。
- ② しかし、国産品の小売価格は、野菜を例にしてみると、ほとんどの品目において輸入品に比べ3割以上の割高。このような問題に加え、国内農業生産をめぐる情勢は、構造改革の遅れ、農業総産出額の減少など厳しい状況。
- ③ 今後、国内農業の競争力の強化等を図るためにには、消費者や実需者のニーズに応え得る農産物を納得できる価格で提供できるよう、国産農産物の強みや特長を最大限に活かした生産体制へ転換することが不可欠。

(2) 国産の強みを活かした新たな農業生産の取組と課題

ア 食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた取組

- ① 食品の安全性に対する消費者の関心が高まるなか、各産地では、農産物の安全性の確保のため、残留農薬検査やトレーサビリティ・システムの構築に取り組む動き。
- ② 生産段階での食の安全確保に向けた取組は、追加的なコストや労力の負担が生じる場合があるが、生産者の意識改革や差別化等の鍵となる可能性。
- ③ 今後、これらの取組とともに、生産段階での危害対策や栽培工程における生産資材等の使用・管理事項を定める取組(適正農業規範)の推進が重要。

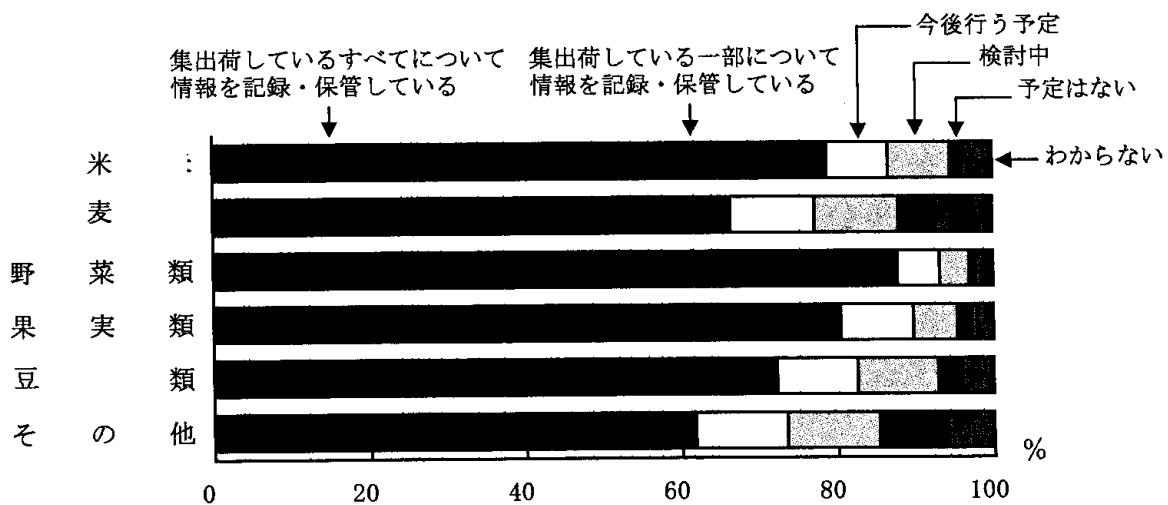
図-19 全国主要7都市における主要野菜の国産標準品の小売価格
(平成15年、輸入品価格=100)



資料：農林水産省「全国主要7都市における主要野菜の小売価格・販売動向」

- 注：1) 主要7都市（札幌市、仙台市、東京都特別区、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市）に所在する生鮮野菜を取り扱っている各種食料品小売業者を対象として実施。
- 2) 国産標準品とは、国内で生産された生鮮野菜のうち、品質、栽培方法等について特段の差別化を図らず販売され、地場産、高付加価値品のいずれにも該当しない国産品である。

図-20 品目別の栽培管理情報の記録・保管状況



資料：農林水産省「平成15年度食品産業動向調査」（16年8月公表）

- 注：農業協同組合法で定める農業協同組合のうち一般に組合の行う事業が信用事業と他の事業を併せて行う農業協同組合140農協を対象として実施した調査（回収率98.6%）。

イ 国産の強みを活かした地域ブランド化の取組

- ① 国産農産物が輸入品や国内の他産地の競合品と差別化し、消費者に購入されるためには、ブランドとしての価値を有することが重要。
各産地では、地域固有の資源から生産される商品を独自の制度により認証し、厳密な管理を行うことにより、消費者の認知度や信頼性を高める地域ブランドの確立に向けた動き。
- ② 今後、地域ブランドの確立に当たっては、認証制度や品質管理制度の確立、購買対象層の明確化、地域のイメージづくり等の販売戦略の構築、新品種や商標等の知的財産の保護制度の活用についての地域の取組を支援することが必要。

ウ 食品産業の需要にこたえる取組

- ① 消費者の国産志向の高まりにこたえて、国産農産物の調達を増やす食品産業の動き。生産者や産地のなかには、食品産業向けの食材の安定供給、加工食品の高品質化等に取り組む動き。
- ② 今後、農業と食品産業との連携に向けた生産者等の主体的な取組に加え、流通コストの削減、鮮度の向上、食の安全の確保等の観点から、食品流通業との連携の強化も重要。

エ 技術の革新・開発を核とした取組

- ① 農林水産業や食品工業分野の研究技術開発は、公的研究機関を中心となって推進。消費者の健康・安全志向の高まりや農業と食品産業の連携の動きに対応するためには、公的研究機関や民間企業が、役割分担を図りながら、産学官の連携等の取組を推進することが重要。
- ② 農業生産の現場では、厳しい経営環境のもと、高度な農業技術の導入を契機とした経営革新の重要性の高まり。生産者のなかには、創意工夫による品種改良、栽培加工技術の開発・導入に取り組む動き。今後、生産現場のニーズに直結した新技術の開発と生産現場への導入・普及の迅速化が必要。